

定義

◆ 以下に掲げる営業においては、その範囲に実質的な変更はない。

- ・ 特別牛乳搾取処理業
- ・ 食肉処理業
- ・ 食品の放射線照射業
- ・ アイスクリーム類製造業
- ・ 氷雪製造業
- ・ 酒類製造業
- ・ 納豆製造業
- ・ 麺類製造業
- ・ 添加物製造業

麺類製造業の許可を受けた施設で調理麺（麺にねぎ、天ぷら、油揚げ、チャーシュー、コロッケ、カレー等を添付したもの）を製造する場合、そうざい製造業又は飲食店営業の許可を要しないこと。

主な留意点

- ◆ 乳類販売業及び氷雪販売業並びに魚介類販売業の一部及び食肉販売業の一部については、営業届出の対象に移行する。
- ◆ 今回の改正で届出業種に移行する旧第10号（乳類販売業）については、従前のおり常温保存可能品（いわゆるロングライフ牛乳等）の販売も含まれること。
- ◆ 第2号において調理の機能を有する自動販売機を営業許可業種として新設するが、屋内にあって、自動洗浄等の機能を有する機種については許可ではなく届出の対象となる。
- ◆ 第32号における添加物製造業の法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物は、第13条第1項の規定により規格が定められた添加物製剤を含む。また、法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物を用いて添加物製剤を製造する営業については本号の対象となり、添加物製剤（法第13条第1項の規定により規格が定められたものを除く。）の小分けのみを行う営業については、対象とならない。